

再生可能エネルギーの
優先接続・優先給電ルール等の整備について

平成24年1月
資源エネルギー庁

【重点事項5】再生可能エネルギーの優先接続・優先給電ルール等の整備①

【改革の方向性①】(11月1日制度改革アクションプラン)

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下「全量買取法」)で規定された、再生可能エネルギーの系統への接続について電力会社が接続を拒否できる場合を具体的に定める等、再生可能エネルギーの多様なプレーヤーによる導入を促すための接続ルールを整備、公表する。

【具体的対応】

○全量買取法関係法令による措置

- 全量買取法第4条及び5条において、再生可能エネルギー電源の導入拡大を図るため、①特定契約の申込みに応ずる義務及び②接続の請求に応ずる義務について規定をしたところ。
- 上記①②の義務に関し、電気事業者が拒否できる正当な理由を定める経済産業省令について、可能な限り明確な形で規定するよう検討中。

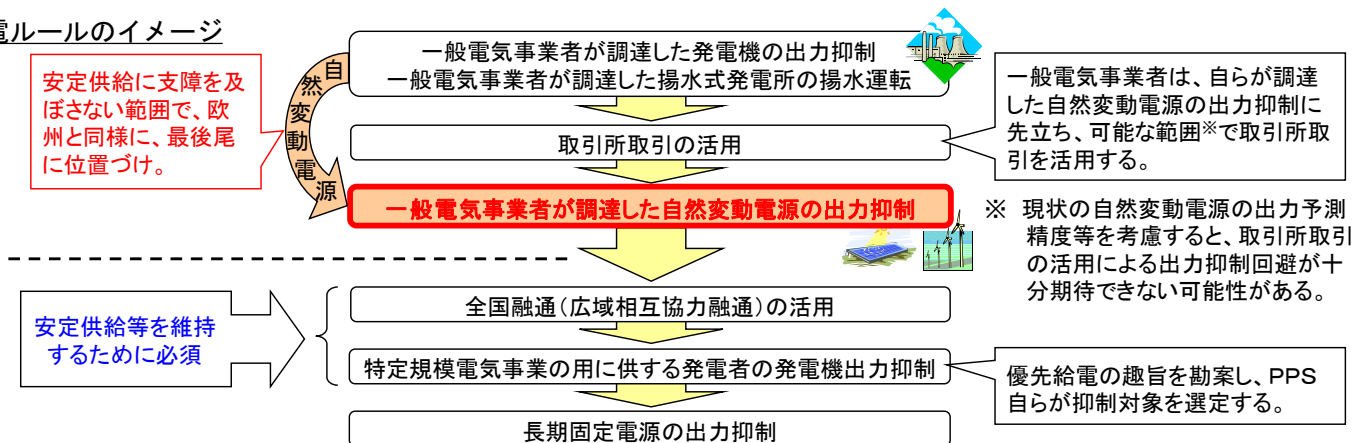
○「一定規模以上の自然変動電源に係る優先給電」ルールの策定

- 安定供給に支障を及ぼさない範囲で、欧州と同様に、自然変動電源の出力抑制を最後尾に位置づけるため、ESCJルールの改定により措置をする方向で検討中。

【今後のスケジュール】

- 平成23年度において検討を進め、再生可能エネルギーの買取制度の導入に合わせて措置予定。

(参考) 優先給電ルールのイメージ



【改革の方向性②】(11月1日制度改革アクションプラン)

一般電気事業者は接続の可否の判断について接続申請者に対し説明責任を負い、紛争となる場合には、一般電気事業者が一義的な挙証責任を負う方向で、中立的な第三者が裁判外紛争処理(ADR)を行うよう、ルールを策定する。

【具体的対応】

○「相談窓口機能や紛争処理機能」の一層の活用

- 先の通常国会で成立した電気事業法の一部改正(第94条関係)において、送配電等業務支援機関^(※)において「紛争の解決」が行えるよう業務の追加を行ったところ。
(※)経済産業大臣により一般社団法人電力系統利用協議会(ESCJ)が指定されている。
- 当該業務の詳細を経済産業省令・ESCJルールにおいて定める方向で検討を進めている。
- また、ESCJは中立性・透明性・公平性を確保するため、ADR(裁判外紛争解決機関)の認証を取得するべく、関係機関と調整を行っている。

【今後のスケジュール】

- 平成23年度中に検討を進め、再生可能エネルギーの買取制度の導入に向けて措置予定。

【参考1】

○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成二十三年八月三十日法律第百八号)

第四条(特定契約の申込みに応ずる義務)

電気事業者は、第六条第一項の認定に係る発電(同条第四項の規定による変更の認定又は同条第五項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。同条第六項において同じ。)に係る再生可能エネルギー発電設備(以下「認定発電設備」という。)を用いて再生可能エネルギー電気を供給しようとする者(以下「特定供給者」という。)から、当該再生可能エネルギー電気について特定契約(当該認定発電設備に係る調達期間を超えない範囲内の期間(当該再生可能エネルギー電気が既に他の電気事業者に供給されていた場合その他の経済産業省令で定める場合にあつては、経済産業省令で定める期間)にわたり、特定供給者が電気事業者に対し再生可能エネルギー電気を供給することを約し、電気事業者が当該認定発電設備に係る調達価格により再生可能エネルギー電気を調達することを約する契約をいう。以下同じ。)の申込みがあったときは、その内容が当該電気事業者の利益を不当に害するおそれがあるときその他の経済産業省令で定める正当な理由がある場合を除き、特定契約の締結を拒んではならない。

- 2 経済産業大臣は、電気事業者に対し、特定契約の円滑な締結のため必要があると認めるときは、その締結に関し必要な指導及び助言をすることができる。
- 3 経済産業大臣は、正当な理由がなくて特定契約の締結に応じない電気事業者があるときは、当該電気事業者に対し、特定契約の締結に応ずべき旨の勧告をすることができる。
- 4 経済産業大臣は、前項に規定する勧告を受けた電気事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該電気事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第五条(接続の請求に応ずる義務)

電気事業者(特定規模電気事業者を除く。以下この条において同じ。)は、前条第一項の規定により特定契約の申込みをしようとする特定供給者から、当該特定供給者が用いる認定発電設備と当該電気事業者がその事業の用に供する変電用、送電用又は配電用の電気工作物(電気事業法第二条第一項第十六号に規定する電気工作物をいう。第三十条第二項において同じ。)とを電氣的に接続することを求められたときは、次に掲げる場合を除き、当該接続を拒んではならない。

- 一 当該特定供給者が当該接続に必要な費用であつて経済産業省令で定めるものを負担しないとき。
- 二 当該電気事業者による電気の円滑な供給の確保に支障が生ずるおそれがあるとき。
- 三 前二号に掲げる場合のほか、経済産業省令で定める正当な理由があるとき。
- 2 経済産業大臣は、電気事業者に対し、前項に規定する接続が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該接続に関し必要な指導及び助言をすることができる。
- 3 経済産業大臣は、正当な理由がなくて第一項に規定する接続を行わない電気事業者があるときは、当該電気事業者に対し、当該接続を行うべき旨の勧告をすることができる。
- 4 経済産業大臣は、前項に規定する勧告を受けた電気事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該電気事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

【参 考 2】

○政府のエネルギー規制・制度改革アクションプラン（エネルギー・環境会議、平成23年11月1日）【抜粋】

重点番号4:送電における広域的運用の実施

【改革の方向性】

再生可能エネルギーの導入拡大の観点から、特に東日本地域において、隣接する一般電気事業者の調整力(余剰電力発生時等の下げしろ等)を活用することにより、風力発電等の導入量を拡大する方向で運用を見直し、その内容を公表する。中期的には、再生可能エネルギーの導入拡大や自家発電等を活用した広域的な電力供給を更に促すため、50ヘルツ地域、60ヘルツ地域全体でインバランス算定を行うとともに、30分一定量の計画値によらずとも連系線の利用を可能とすることを含めて検討する。

【検討の対象】

対 象:一般電気事業者による運用

検討の場:経済産業省

【結論を得る時期等】

- ・エネルギー・環境会議「エネルギー需給安定関連の規制・制度改革リスト」掲載項目
- ・23年度中に結論、速やかに措置。